

浜 消 予 第 3 8 号
平成28年10月24日

一般財団法人 静岡県消防設備協会
理事長 松坂徳浄様

浜松市消防局
予防課長 伊藤 晃

消防用設備等の軽微な工事に係る運用について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防行政の円滑な推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消防用設備等の軽微な工事に係る運用については、平成9年に発出された消防庁予防課長通知に基づき、当市消防局の運用を定め運用してきたところです。

この度、近年の軽微な工事に係る工事の状況及び設置される機器の性能向上等を考慮し、その運用の一部を下記のとおり、変更することといたしました。

つきましては、運用の一部を変更することについてご理解をいただくとともに、貴会会員へ周知いただけますようお願いいたします。

なお、これまで軽微な工事を行う際には、事前に工事の内容等についてご相談をいただいている経緯がございますので、変更内容の詳細な説明については、個別に窓口で対応させていただきたいと考えております。

記

1 主な変更内容

- (1) 複数の消防用設備等を同時に工事する場合は、軽微な工事に非該当としていましたが、同時に工事する消防用設備等のすべてが軽微な工事に該当する場合は、軽微な工事として取り扱うことができることとします。この場合、設置届は、工事に係る消防用設備等をすべて取りまとめて提出をお願いします。
- (2) 複数の消防用設備等を同時に工事する場合で、当該工事に係るもののうち、軽微な工事に該当する消防用設備等については、着工届を省略することができることとします。この場合、現地確認による消防検査を実施するため、消防検査への立ち合いをお願いします。
- (3) 放送設備、誘導灯等の消防設備士の独占業務以外の工事についても、工事の内容により軽微な工事と同等の取り扱いをしていますが、工事に係る機器の個数等、基準が不明確であったため、統一的な判断基準を作成しました。

2 運用開始日

平成28年11月1日

問い合わせ先
予防課 建築同意・検査グループ
電話 053-475-7543